

◆台風10号被害対策に係る事業者向け支援制度

「地域なりわい再生緊急対策補助金」受付スタート！

久慈市では、台風10号で被災した中小企業者等が、台風災害からの復旧に向けて取り組む事業を実施する場合に要する経費に対し、補助金を交付します。

(事業メニュー等)

- ①被災企業等復旧支援事業 補助率2分の1
 - ・卸・小売・サービス業 復旧費100万円以上 補助限度額200万円
 - ☆復旧の方法が建替・入替の場合で一定の要件を満たす場合、限度額2,000万円
 - ・製造・建設・運輸・宿泊業 復旧費1,000万円以上 補助限度額2,000万円
- ②被災商店街等再生緊急対策事業 補助率2分の1
 - ・卸・小売・サービス業 復旧費100万円未満 補助限度額50万円
 - ・製造・建設・運輸・宿泊業 復旧費1,000万円未満 補助限度額500万円
 - ・商店街等 補助限度額2,000万円
- ③大規模被災企業再建支援事業 補助率10分の1
 - 全ての対象業種 復旧費5,000万円超 補助限度額5,000万円
 - ☆メニュー③は、メニュー①との併用可

(補助金の注意点と交付の条件)

- ①補助金は後払いです
- ②取得した資産は無断で処分できません
- ③取得した資産はしっかり管理してください
- ④補助事業の関係書類は5年間保存です
- ⑤復旧後、事業を再開される事業者を対象とした補助金です
- ⑥市税等の滞納が無いことが補助金の条件です

☆補助事業の自己資金部分に、他の補助金を充当することはできませんが、併用は可能

☆12月27日までは地区別に受付、平成29年1月5日からは地区別制限なし

問い合わせ・申請受付：久慈市産業経済部商工振興課 TEL52-2111

◆台風10号災害に伴う制度融資に係る利子等の補給について

久慈市では、台風災害からの復旧・復興のための融資を受けた市内に事業所等を有する中小企業者等に対して、「岩手県中小企業災害復旧資金」「岩手県経営安定資金【災害対策】」の外、日本政策金融公庫の「災害復旧貸付（国民生活事業）」による融資を受けた方についても利子補給の支援を行います。 問い合わせ：久慈市産業経済部商工振興課 TEL75-3891（直通）

◆雇用保険の適用拡大等について

平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。

これに伴い、高年齢求職者給付金、育児休業給付金・介護休業給付金、教育訓練給付金の各給付金も要件を満たせば支給対象となります。

◆いわて年末年始無災害運動

「平成28年度いわて年末年始無災害運動」は、労働災害を減少させ、近年の労働災害の増加傾向を減少傾向に転じさせるための重要な取組と位置付け、準備期間を含めて、各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動しながら、労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進しております。

実施期間：平成28年12月1日～平成29年1月31日